

A

- 1 Q88-1に示した会計処理について、平成30年9月改訂の会計基準が適用される初年度である平成31事業年度においては、期首時点で発生している賞与引当金を計上する必要がある。
- 2 このため、以下に具体的な事例に則して説明を加える。

＜例示＞

平成31事業年度の6月に支給される賞与270の支給対象期間は平成30年12月から翌年5月である。なお、当該賞与については、財源措置が運営費交付金により行われることが中期計画で明らかにされている。

会計基準改訂に伴う賞与 引当金繰入(臨時損失)	180	賞与引当金(*1)	180
賞与引当金見返	180	賞与引当金見返に係る収益 (臨時利益)	180

(*1) 平成31事業年度6月支給見込額 270 ÷ 6か月(支給対象期間平成30年12月～翌年5月) × 4か月(平成30年12月～平成31年3月) = 180

Q89-1 会計基準第89「退職給付に係る会計処理」は具体的にどのように行えばよいか。

A

- 1 退職給付債務について、会計基準第89第1項の要件に該当する場合には、退職給付引当金を計上することに加えて、退職給付引当金見返を計上するとともに、退職給付引当金見返に係る収益を計上する必要がある。
- 2 また、引当金の取崩し時には会計基準第81第7項に基づき、引当金見返とそれに見合う運営費交付金債務とを相殺する必要がある。
- 3 これらの財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の退職給付の会計処理について、以下に具体的な事例に則して、説明を加える。

前提条件

法人は退職一時金制度を採用しており、全職員の退職一時金に充てるべき財源措置が運営費交付金によってなされることが中期計画で明らかにされている。

X1年3月31日における退職給付引当金残高及び退職給付引当金見返残高は500である。

X1年5月1日に運営費交付金が1,000入金された。

X1年9月30日付で職員Aが退職したため、同日に退職金200を支給した。

X2年3月31日における退職一時金の期末要支給額は700であった。

(1) X1年5月1日

運営費交付金の入金

現金	1,000	運営費交付金債務	1,000
----	-------	----------	-------

(2) X1年9月30日

職員Aへの退職金の支払

退職給付引当金	200	現金	200
引当金の取崩し（退職金の支払）に伴う、引当金見返と運営費交付金債務の相殺			
運営費交付金債務	200	退職給付引当金見返	200

(3) X2年3月31日

退職給付引当金の計上

法人は退職一時金制度を採用しているため、会計基準第89第2項に基づき、退職給付債務の見積額の計算に当たって、退職一時金の期末要支給額を用いた計算によることができる。

退職給付費用	400	退職給付引当金(*1)	400
--------	-----	-------------	-----

(*1) 期末要支給額700－(X1年3月31日残高500－X1年9月30日取崩200)＝400

退職給付引当金見返の計上

退職給付引当金見返	400	退職給付引当金見返に係る収益	400
-----------	-----	----------------	-----

4 なお、確定給付企業年金等に係る掛金に充てるべき財源措置が運営費交付金によって行われること等が明らかな場合の会計処理は以下のとおりである。

前提条件

法人は確定給付企業年金制度を採用しており、掛金に充てるべき財源措置及び、積立不足の場合の積立不足額の解消のために必要となる財源措置が運営費交付金によって行われることが中期計画で明らかにされている。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異について遅延認識していない。

X1年3月31日における退職給付債務、年金資産及び引当金見返の額は、それぞれ900、400、500である。

X1年5月1日に運営費交付金が1,000入金された。

X1年9月30日に年金給付が200行われた。

X1年10月1日に年金資産への掛金500が拠出された。

X2年3月31日における退職給付債務の額は1,100、年金資産の額は700であった。

(1) X1年5月1日

運営費交付金の入金

現金	1,000	／	運営費交付金債務	1,000
----	-------	---	----------	-------

(2) X1年9月30日

年金給付

仕訳なし (*1)

(*1) 年金給付200により、退職給付債務及び年金資産の額はそれぞれ、700、200となっている。

(3) X1年10月1日

年金資産への掛金の拠出

退職給付引当金	500	／	現金	500
---------	-----	---	----	-----

引当金の取崩し（掛金の拠出）に伴う、引当金見返と運営費交付金債務の相殺

運営費交付金債務	500	／	退職給付引当金見返	500
----------	-----	---	-----------	-----

(4) X2年3月31日

退職給付引当金の計上

退職給付費用 (*2)	400	／	退職給付引当金 (*3)	400
-------------	-----	---	--------------	-----

(*2) 期末退職給付債務1,100－X1年9月30日残高700＝400

(*3) 期末退職給付債務1,100－（X1年9月30日年金資産200＋掛金拠出額500）＝400

退職給付引当金見返の計上

退職給付引当金見返	400	／	退職給付引当金見返に係る収益	400
-----------	-----	---	----------------	-----

Q89-2 会計基準第89「退職給付に係る会計処理」について、平成31事業年度より前の事業年度に発生した金額に係る会計処理はどのように行えばよいか。

A

- Q89-1に示した会計処理について、平成30年9月改訂の会計基準が適用される初年度である平成31事業年度においては、平成30事業年度以前に発生した退職給付に係る金額についても計上する必要がある。
- このため、以下に具体的な事例に則して説明を加える。

<例示>

平成30事業年度以前に発生した、財源措置が運営費交付金により行われることが中期計画で明らかにされている退職一時金に係る退職給付債務は500である。

会計基準改訂に伴う退職給付費用（臨時損失）	500	／	退職給付引当金	500
-----------------------	-----	---	---------	-----

退職給付引当金見返	500	／	退職給付引当金見返に係	500
-----------	-----	---	-------------	-----